

盛岡大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

盛岡大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、盛岡大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神をもとに、大学の使命・目的は学則に「キリスト教精神により、教育基本法に則り、学術を教授研究し、広い視野と高い識見を養い、文化の向上と社会の福祉に貢献する有為な人間を育成することを目的とする」と簡潔かつ明確に定め、この使命・目的に即して各学部・学科も学則でそれぞれの個性・特色を定めており、学校教育法等の法令に適合している。

「学校法人盛岡大学中期（平成26～29年度）経営計画」が4か年計画で定められ、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）についてもそれぞれ使命・目的、教育目的を反映して明確に定められている。大学は2学部5学科体制であり、これを支える組織として各種センター、図書館、事務局が適切に置かれている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーは、学部・学科ごとに定められ、周知されており、選抜は適切な方法で実施され、募集状況は全体として順調である。教育課程は、カリキュラムポリシーに即し体系的に編成されている。履修指導については、教職協働で年度初めに行われるガイダンスとオリエンテーションに始まり、入学時から卒業時まで継続的に行われている。ディプロマポリシーに基づき、単位認定、進級及び卒業認定等の基準は明確に定められ、学生にも周知されている。

キャリア教育や就職支援については、大学としてきめ細かく実施され、特に教員志望者に対しては、教員養成サポートセンターが中心となり、近隣の教育委員会と連携し教育実践を体験する機会を設けるなどの支援を行っている。学生が履修科目の目標に対する達成度を自分自身で測ることができるシステムや、教員が学生の出席状況、修得単位数等の情報を把握し、適切な指導を行うシステムが構築され、また、学生生活の安定のための充実した支援体制が整備されている。

教育目的達成のための教員の配置は適切であり、教育環境は充実している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為をはじめ各種規則により、法人の規律と誠実性は適切に維持され、また、各種法令を遵守し、ハラスマントに関する規則や防災管理規則等を制定するなど、環境保全、人権、安全への配慮を行っている。教育情報・財務情報は適切に公開されている。

理事会は毎月開催され、また、理事長のもとに戦略的意見決定を行う仕組みも設けられ

ており、学長のリーダーシップが発揮されるように、学長を補佐する仕組みも設けられている。また、各種の伝達手段により、経営組織と教学組織の相互のコミュニケーションとガバナンス機能が確保されている。事務組織は業務の負担に応じ適切に配置されている。

財務状況は健全性を維持する方向で進んでおり、会計処理と監査も厳正に行われている。

「基準4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価は、学則等により設置された学長を委員長とする自己評価委員会が定期的に報告書を取りまとめている。報告書の作成に当たっては、全学体制でデータと資料の収集が行われ、エビデンスに基づいた自己点検・評価が行われている。自己評価報告書は、全教職員に配付されるほか、関係機関や県内の高等学校に送付され、ホームページ上でも公開されている。

自己点検・評価を具体的改善に結びつけるための組織が設けられ、半期ごとにチェックと見直しが行われるなど、PDCAサイクルが確立され、機能している。

総じて、建学の精神と使命・目的に基づき、大学の教育が実施され、学修と教授についてもきめ細かい指導と、充実した学生の支援が行われている。また、経営管理と財務においては、法令と各種規則を遵守し、安定した運営が行われている。自己点検・評価は定期的に行われるとともに、改善への努力が継続して行われている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神をもとに、学則で大学の使命・目的を「キリスト教精神により、教育基本法に則り、学術を教授研究し、広い視野と高い識見を養い、文化の向上と社会の福祉に貢献する有為な人間を育成することを目的とする」と簡潔に定め、更に各学部・学科ではそれに沿ってその使命・目的を具体的かつ明確に定めている。

学校法人盛岡大学創立 50 周年に当たる平成 13(2001)年には、建学の精神を更なる具体性をもって実現していくため、「対話のある学校」を行動原理として掲げ、建学の精神の堅

持とそれによる教育の基本理念を再確認している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的に基づき、文学部は、「国際社会に対応できる幅広い知識と深い専門性をもち、奉仕の精神を基盤とし、実践力を身につけた教養あるよき社会人を育成することを目的とする」(学則第3条の2第1項)と、また、栄養科学部は、「人間の生命現象について科学的理解を深め、『生命と真理』を尊び、健康、栄養、食に関する専門の知識を授け、社会の福祉に寄与する人材を育成する」(学則第3条の2第2項)と、それぞれ個性・特色が明示されており、また、各学科の教育目的も併せて学則に定められ、これらは全て学校教育法等の法令に適合している。

また、開学以来、その使命・目的を一層達成すべく、文学部の学科増設や短期大学部の食物栄養科の廃止と栄養科学部の設置等を行うなど、社会の変化、教育の高度化等に適切に対応している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

建学の精神は、役員・教職員に深く浸透しており、大学を巻く社会情勢の変化に対応する学則の改正や規則の再検討は、教授会の議を経て、学長から法人に上申され、評議員会・理事会により承認される仕組みとなっている。

大学の使命・目的及び教育目的は、入学式・卒業式等における理事長・学長の式辞や講話等で学生・保護者・教職員に周知され、大学案内、学生便覧などの印刷物やホームページ等で発信されている。

「学校法人盛岡大学中期（平成26～29年度）経営計画」が4か年計画として定められ、三つの方針についてもそれぞれ使命・目的、教育目的を反映して明確に定められている。

教育研究組織は、2学部5学科制であり、これを支える運営体制として、各種センター、図書館、事務局が適切に置かれている。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準2を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目2-1を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、大学案内、入学試験要項、ホームページ等にて公表され、オープンキャンパス、高校訪問等で明示され、周知されている。入学者受入れについては、選抜方法は文学部9種類、栄養科学部6種類と多様な選抜方法で工夫されており、入試問題は大学独自の作成であり、適切な体制により運用されている。近年の募集状況は、全体としては好転しており、入学者数はほぼ適切な範囲にある。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目2-2を満たしている。

【理由】

大学の建学の精神に基づく教育目的は、学則に明示されている。各学部学科のカリキュラムポリシーはホームページ等に公開され、そのカリキュラムポリシーに即した体系的な教育課程が編成されている。平成26(2014)年度後期からカリキュラムマップが導入され、教職員学生間での認識の共有化が図られているとともに、教育内容の質の向上に努めている。英語文化学科は、効果的に履修ができるよう習熟度別クラス編制等の工夫がなされ、さらに、日本文学科は、東北の言語や文学を研究する特色ある科目が多く開講されていること、児童教育学科は、「基幹科目」以外の専門科目を五つに体系化・段階化していること、栄養科学科では、管理栄養士国家試験対策講座が充実していることなど、数多くの工夫がなされている。

【参考意見】

○文学部では、履修登録単位数の上限を高く設定しているが、学修の質が担保されるよう、工夫することが望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

履修指導については、教職協働で年度初めにガイダンスとオリエンテーションを行うなど、1年から4年まで継続的な指導を行っている。個別の学修支援については、教務委員会を中心に各学科の教員が主体となり、教務課、学生支援課、教員養成サポートセンター、就職センターがそれぞれ窓口を設け、学修に関する相談をはじめとした個別の各種相談に対応している。休学・退学の対策として、教員、学生支援課、学生相談員を中心とし学生支援アンケートを活用しており、留年者、中途退学希望者等への指導は、学科長、担任、教務課、学生支援課が中心となり個別指導を行っている。

オフィスアワーは、シラバスに掲載の上、専任教員においては全学的に実施されている。

このように、教職協働による学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制は適切に整備・運営されている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

ディプロマポリシーはホームページ等に公開され、それに基づき、単位認定、進級及び卒業認定等の基準は明確に定められ、学生便覧、シラバス等に明記されている。シラバスには、授業計画、授業のねらい、概要、到達目標、事前・事後学修、評価方法、履修上の留意点、テキスト、参考文献、オフィスアワーが明記され、学生の計画的な学修を支援する内容となっている。単位認定や進級、卒業判定等についても規則が整備され、教授会の議を経て厳正に行われている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

就職支援については、就職対策委員会、就職センターが中心になり、きめ細かく実施している。卒業研究担当教員等も、学生の相談を常時受け、就職センターと連携し就職指導と内定状況の把握を行っている。キャリア形成を支援する事業として関連する講座を、4年間を通じて数多く開講し、学生の職業観や勤労観を育成する仕組みを設けている。教員志望者への就職支援は、教員養成サポートセンターを中心に行われ、近隣の教育委員会と連携し教育実践体験の機会を設けるなど、きめ細かい対策が講じられている。岩手県立大学、岩手大学との連携によるインターンシップの他、東北地区の6大学の連携による取組みが、文部科学省のインターンシップ取組み拡大事業として採択された。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

学生は履修科目の目標に対する達成度を「達成度自己評価システム」で、カリキュラムを通じどのように力が付き、何ができるようになったかを自分自身で評価できる。

教員は「盛岡大学 WEB ポータルシステム」の出席簿を活用して学生の出席状況を把握し、修得単位不足の学生を対象に、個別面談を定期的に実施し、学修状況が改善するよう力を入れている。

平成 26(2014)年度に学長裁量事項としてベストレクチャー賞を新設して、「授業効果調査」とは別のアンケートで優れた授業を行った教員を前期及び後期に表彰し、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバックが図られている。必要に応じてその授業を FD(Faculty Development)研修会のテーマとして採上げ、全学的な施策につなげるようにしている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活の安定のための支援の組織として、学生委員会、クラス担任制、学生支援課、学生相談室、保健室が整備され、心と体の相談、経済的支援等多面的な支援を行っている。

盛岡大学奨学会による全学生対象の一般貸与奨学金、交換留学生対象の給付奨学金があり、更に、東日本大震災により被災した学生に対しては納付金の2分の1を減免する制度も設けられている。

学生生活の全般に関する学生の意見・要望は、「学生生活調査」「健康調査票」「ご意見箱」「目安箱」等からの意見聴取が行われた結果を、教職員の対応や学生委員会、教授会などの協議、あるいは法人本部、理事会などで検討し、学生の快適な学修・生活環境の保証を心掛け、可能な限り改善に向けて努力している。

2-8 教員の配置・職能開発等

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置は、設置基準を上回っている。教員の採用・昇任に関しては設置基準及び大学が制定した規則に基づき、審査・審議が行われ、各学部学科の研究目的、内容に即した教員の配置を適切に行っている。

FD研修をはじめとして教員の資質・能力向上への取組みがなされており、「教育研究業績書」も1年に1回教員により大学に提出され、人事委員会では「教育」「研究」「社会貢献」及び「管理運営」に分類し教員評価に活用している。

教養教育については、教養教育専門委員会でその改善について検討している。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

教育目的達成のため、校地、ピアノレッスン棟、セミナーハウス等を含む校舎、図書館、運動場、体育施設、情報サービス施設、寄宿舎、附属施設などを適切に整備し、各種教育環境を完備し十分な教育環境を有している。

平成 28(2016)年 9 月に増築した新校舎により、教室数が増加するなど整備が進み、教育目的達成のために改善が図られている。校舎等ではバリアフリー化を進めて利便性に配慮している。

授業を行うクラスサイズは、教育効果を上げるように適切に管理している。

基準3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準3を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為をはじめ「学校法人盛岡大学管理運営規程」や就業規則等により、その規律と誠実性は適切に維持されており、高等教育機関を設置する法人としての社会的責任を果たすべく努力を継続的に行っている。

法人及び大学は、法令改正や関係する通達に基づき関係諸規則の制定・改正を適切に行っている。また、ハラスメント防止に係る規則や防災管理規程の制定、禁煙に対する取組み等を実施し、人権、安全への配慮を行っている。

教育情報・財務情報は学校教育法施行規則等に基づき、適切に公開されている。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、毎月 1 回開催され、法人の基本的な運営方針や事業計画等について決定しており、また、理事長のもとには法人運営について日常的協議を行う「案件審査会議」が置かれ、法人業務全般にわたる重要事項の策定や執行計画の企画立案、予算及び決算に関する

る事項、資金調達及び運用に関する基本方針、法人の各学校の管理運営に関する事項などを協議しており、戦略的意思決定の仕組みが整えられている。

理事を寄附行為に基づき適切に選任しており、理事会欠席時には、提案議題への意思表示が適切に行われている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長の学務に関する最終決定権は、学則及び教授会運営規則で適切に定められ、適切に運用されている。

各種委員会の連絡、調整、学内の業務及び行事に関する審議等を行うため「運営委員会」が設置され、教授会への提案議題の整理をするなど、教授会運営のために機能している。

学長の補佐体制として、学長、学部長及び事務局長を中心とする「コア・ミーティング」を活用することにより、大学全体として学長のリーダーシップのもとに喫緊の課題に対応している。

法令に基づき学則等の学内規則の見直しが行われ、教授会の組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人本部の企画部長等、大学及び併設の短期大学部の事務局長、併設校の学校長で構成される定例連絡会議を開催し、各学校の責任者が定期的に情報交換を行い、連絡協調と法人の一体的運営を図っている。

法人からは月 1 回「盛岡大学時報」や各学校の「月間行事予定一覧」が配付され、理事会等の法人動向を含む新しい情報が全教職員に伝えられている。経営組織と教学組織のコミュニケーションとガバナンスの機能性が確保されている。

各種委員会には教職員が委員及び事務担当として参加しており、協働で審議された提案

等は教授会、理事会等に上申され、再度審議されて実行に移されるなど、リーダーシップとボトムアップのバランスがとれている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

各組織の人員は、職務の負担量に応じて、適切に配置され、「中長期プロジェクト推進室」や「IR 室」を時々の課題に対応して設置するなど、機動的な組織体制の構築と職員配置の見直しが行われている。

業務執行のための管理体制として法人本部には企画部、経理部等が、大学には事務局が置かれている。大学事務局は総務部、学生部の他、就職センター、入試・広報センター、図書館、地域連携センター、教員養成サポートセンターにそれぞれ職員が配置され、適切に運営されている。

職員の資質・能力向上のため、法人本部が、夏・冬の年 2 回 SD(Staff Development)研修を開催している。SD 研修会では、職員が積極的に担当部署での業務内容や事例発表を行うことで、プレゼンテーション能力の向上等が図られている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

「学校法人盛岡大学中期（平成 26～29 年度）経営計画」で 4 か年の計画を定め、六つの重点項目を掲げ、教育・研究、社会貢献・人材育成の機能を十分に発揮し、地域社会に更なる存在感のある学校法人を目指すとともに、数値目標も定め、その実施に努力している。

平成 18(2006)年度～平成 27(2015)年度までの各年度の消費収支の決算は、法人全体としては連続して収入超過を維持し、繰越消費支出超過額は緩やかではあるが改善されつつあり、自己資金構成比率も平成 26(2014)年度以降、徐々に安定感を増している。

3-7 会計

- 3-7-① 会計処理の適正な実施
- 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準の改正に対応して、「学校法人盛岡大学経理規程」を改正し、これらに基づき、会計処理は適切に行われている。

監事は「学校法人盛岡大学監事監査規程」にのっとり各種計算書類について、会計監査を実施しており、更に公認会計士とも連携、協力し、監査の有効性を高めている。監査結果については、監事は理事会、評議員会に出席し、報告等を行っている。

監査法人の監査は期中と期末に実施され、監査結果に指摘事項があった場合、法人は、適切に是正している。

また、必要に応じて、補正予算を適宜編成している。

基準4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準4を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価については、その実施を学則に規定し、学長を委員長とする自己評価委員会を設置し、平成7(1995)年以降4年を目安に報告書を取りまとめている。

教務委員会内に作ったFD専門委員会の発議により、前期及び後期に「授業効果調査」を実施し、各教員が自己点検を行い4年ごとに「授業評価報告書」として取りまとめている。

日常的な自己評価の取組みとして、3月～5月に前年度の事業の点検、9月～10月に次年度の計画立案、12月～1月の予算要求という点検評価とその改善のシステムが確立している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

現状把握のための調査やデータの収集は、学内の部署単位で年度ごとに行われており、自己評価報告書の作成に当たっては、全学体制でデータの作成と資料収集を行っている。自己評価報告書は、各委員会の所掌部署に保存された記録等を用いて、透明性の高い自己点検・評価を行い記述されている。

各部署における調査結果やデータは、各種委員会を経て教授会に報告され、全学の共通理解となっている。

自己評価報告書は、全教職員に配付される他、関係機関や県内の高等学校に送付され、ホームページ上でも公開されている。

なお、平成 26(2014)年度からは、「IR 室」が設置され、教育活動の充実に資する学内外の諸情報の収集・分析が進められている。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

前回の認証評価を受けた後、「課題解決プロジェクト委員会」を立上げ、改善が必要な事項の具体策を作成し、以後の改善に結びつけている。

その後、自己点検・評価を具体的改善につなげるために、「中長期プロジェクト推進室」が設置され、半期ごとにチェックと取組みの見直しが行われるなど、PDCA サイクルが確立し、機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 大学の施設の解放、公開講座、免許状更新講習など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

- A-1-① 地域連携

- A-1-② 被災地支援
- A-1-③ 公開講座
- A-1-④ 教員免許状更新講習

【概評】

地域連携センターの活動、地域研究推進、図書館の地域への開放、被災地支援、公開講座、教員免許状更新講習会など、いずれも地域に根ざした大学として、地域の課題解決に貢献している。

「いわて高等教育コンソーシアム」では、地域研究推進委員会の主務校として、地域文化（平泉・宮沢賢治）研究の推進、及び地元の滝沢市との「包括的連携に関する協定」による共同事業の企画運営に発展している。

平成25(2013)年から被災地の教育支援として、教員養成サポートセンターと地域連携センターの共催で「被災地学校支援プロジェクト」を開始し、学生の学校教育に関する理解度や教育実践力の向上を図っている。この支援活動は社会連携と参加学生が多くを学べる面で大いに評価できる。